

## はじめに

川崎市では、これまで、「川崎市子どもの権利に関する条例」により、子どもの権利保障について施策を進めてまいりました。

平成20年3月には、「第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定し、より総合的・体系的に子どもに関する施策を進めているところです。

また、子どもに関する施策を総合的に進めるために、平成20年4月より、「市民・こども局」を新設し、子どもに関する施策の一元化を図っております。各区におきましても、「こども支援室」を新設し、地域の総合的な子ども支援拠点として、教育・福祉・母子保健等、子ども・子育て支援の機能強化に取り組んでおります。

平成19年10月には第3期川崎市子どもの権利委員会に、「子どもの相談及び救済について」諮問し、調査審議を進めていただいております。

この「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、子ども施策の検証及び市の子ども施策を進めるうえで、川崎市の子どもの実態と子どもの権利についての考え方を知るために実施したものです。

郵送によるアンケートにお答えいただいた子どもたちや市民の皆様、また、ヒアリング調査に御協力いただいた子どもたちに心より感謝いたします。

このアンケートの結果を基に、これからも川崎の子どもたちがよりよい生活を送ることができますよう、努めてまいります。

2008（平成20）年10月

川崎市長 阿部孝夫

川崎市子どもの権利委員会は、川崎市子どもの権利条例に基づいて設置され、子どもに関する施策を子どもの権利の視点から検証している第三者的機関です。第3期川崎市子どもの権利委員会は、2007（平成19）年10月に市長から「川崎市における子どもの相談及び救済」に関して諮問を受け、川崎市における子どもの権利保障の状況について検証しています。この検証を効果的に行うためには、川崎市の子どもの意識や実態を踏まえる必要があります。そこで、市と共同で子ども、おとな、職員を対象としたアンケートを実施しました。

このような調査は3回目となりますが、今回の調査にあたっては、（1）諮問事項である「子どもの相談・救済」に関する実態を把握すること、（2）子どもをめぐるとの今日的問題に取り組む鍵となる自己肯定感について分析できるようにすること、（3）子どもの権利条例に関する実態の継続的なデータを得ることなどに留意しました。

また、アンケートから得られたデータの分析にあたっては、（1）子どもの生活についての現状の把握、（2）過去2回のデータとの比較や子ども・おとな・職員との意識の差の確認、（3）子どもの自己肯定感をキーワードにした子ども・おとな・職員の实態や意識の違いの確認、（4）自由記述から子ども・おとな・職員それぞれの思いや意見等の把握などに努めました。さらに、特別な支援を必要とする子どもの状況についてヒアリング調査を実施し、より困難な状況にある子どもの現状の把握に努めました。

なお、自己肯定感の分析においては4つの質問を設定し、自己肯定感をより詳細に定義したことで、自己肯定感が意識や行動にどのように影響を及ぼしているかを確認するデータが得られた意義は大きいと考えています。

子どもの権利委員会は、この調査結果を今後の検証に活かしていきますが、この報告書が子どもにかかわる取組、施設の運営、市民の活動等に幅広く活用されることも希望しています。

最後に、この調査にご協力いただきました、子どもをはじめとした市民及び職員のみなさまに心より感謝申し上げます。

2008（平成20）年10月

川崎市子どもの権利委員会委員長 荒 牧 重 人